

■働き方改革 = 早く帰るための意識改革 ～今すぐ実施の4項目～

1 時間外勤務の厳格化、ルールの徹底

- ・ 時間外申請は事後承認とせず、業務内容を精査したうえで、事前承認を徹底する。
- ・ 所属長が残業を命じない場合は、定時で退庁する。
- ・ 時間外勤務は、20時までを目安とする。
- ・ 日曜出勤は原則禁止とする。(開庁担当やイベント従事等やむを得ない場合は除く)。

2 健康デー（ノー残業デー）の徹底

- ・ 終業時の庁内放送、公開羅針盤や出退勤システムを通じて、健康デーを周知徹底する。
- ・ 毎週水曜日、健康デーを確実に実行できるよう、計画性を持った組織運営を心掛け、定時退庁について積極的に呼び掛ける。

3 全庁的な有給休暇取得奨励期間の充実

- ・ 月1回の年次有給休暇取得を目標にする。
- ・ 夏季集中休暇制度（お盆休み）を実施する。

4 管理職の意識改革

- ・ 管理職は、所属員が抱えている業務を把握したうえで、目的・期限・品質を明確にし、業務命令を行う。（“いつまでどこまで”の意識）
- ・ 説明資料や挨拶原稿などは、管理職自身で用意する。（“自分のことは自分で”の意識）

■数値目標

	項目	現状	成果目標 [期限]
①	職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間数	27.8時間	25.0時間（以下）
		[平成27年度]	[平成28年度]
②	健康デー(水曜日のノー残業デー)の達成率	64.9%	90.0%（以上）
		[平成26年度]	[平成32年度]
③	職員一人当たりの年次有給休暇取得日数	9.08日	12.0日（以上）
		[平成27年度]	[平成28年度]